

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9 月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表します。

平成 24 年度 安平町財政健全化比率及び 資金不足比率の公表

問合せ 企画財政課財政グループ ☎ 2751

I. 健全化判断比率

健全化判断比率については、4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

4 指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (-)	15%	20%
②連結実質赤字比率	- (-)	20%	30%
③実質公債費比率	12.2% (13.4%)	25%	35%
④将来負担比率	89.4% (110.6%)	350%	
() 内は前年度数値			

①実質赤字比率については、一般会計において 1 億 193 万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計ほか二つの公営事業会計で実質赤字は生じていないうえ、簡易水道事業特別会計ほか一つの公営企業会計においても資金不足は生じていないことから、連結実質赤字比率は黒字になっており該当しません。

③実質公債費比率は、前年度の 13.4% から 1.2% 改善しています。

④将来負担比率については、前年度の 110.6% から 21.2% 改善しており、早期健全化基準の 350.0% を大幅に下回っているため問題はありません。

II. 資金不足比率

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

公営企業会計名	安 平 町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	- (-)	20%
公共下水道事業特別会計	- (-)	20%

III. 健全化判断比率及び資金不足比率とは

<p>実質赤字比率 福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。</p>	<p>毎年 4 月に始まり 3 月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳出に対して歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や、翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあり、実質収支は赤字となります。赤字額を翌年度において、歳入確保又は歳出削減ができれば、更に赤字額が累積していくことになります。</p>
<p>連結実質赤字比率 すべての会計の赤字と黒字を合算して、町全体の赤字の程度を把握するため、町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての財政運営悪化の度合いを示します。</p>	<p>地方公共団体の会計は、一般会計の他に料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。 一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。例えば、水道料金を財源として独立採算で行っている水道事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。</p>